

セネガルにおける空港閉鎖の延長及び帰国希望有無のご確認

【ポイント】

- 5月28日、セネガル政府は、空港閉鎖措置を6月30日まで延長する旨を発表しました。
- 在留邦人の方で帰国を希望し、大使館にまだ連絡をしていない方は、以下に記載の情報を早急に大使館メールアドレス（taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp）まで送付願います。

【本文】

1 セネガルにおける空港閉鎖措置の延長

5月28日、セネガル政府は、セネガルにおける空港閉鎖措置を6月30日まで延長する旨を発表しました。ブレース・ジャーニュ国際空港とジガンショール空港間の国内便、貨物便、病者退避のための便、許可を得た特別便を除き、セネガルの全ての空港における全ての便の運航の一時停止は、6月30日まで続くこととなりますのでご注意ください。また、この措置の期間は状況に応じて延長される可能性があります。

2 在留邦人の方へ：帰国希望有無の確認

大使館では、ご帰国希望の在留邦人の方に、各国による特別便の運航情報等を随時提供しております。在留邦人の方でご帰国を希望されており、まだ当館にご連絡をいただいている方がいらっしゃれば、早急に、以下の情報を大使館メールアドレスまでご送付お願いいたします。

（必要情報）

- ・ 氏名（和文及び旅券に記載のアルファベット表記。姓と名を分けて記載ください。）
- ・ 所属
- ・ 年齢及び生年月日（旅券に記載のもの）
- ・ 性別
- ・ 旅券情報（番号、発給日、有効期限。全て旅券に記載のもの）
- ・ セネガルでの住所（住所不明な場合には州名）
- ・ 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・ 外国籍のご家族等の同行が必要な場合には、当該ご家族等の関連情報（上記情報に加え、在留カードの有無、再入国許可又はみなし再入国許可の有無（許可がある場合には日本出国日））

※現在、日本における措置により、一部の例外を除き、特定の国を経由して帰国する外国籍の方は原則として日本への上陸が認められませんので、搭乗が認められない可能性がありますと、あらかじめご承知置きください。

- ・ 米国査証（ESTA 含む。）の取得状況（注：米国経由となる場合に必要）
- ・ その他

なお、帰国に際しては個々人の費用負担が発生いたします。また、日本帰国時には、14日間の指定場所での待機及び公共交通機関の不利用等の諸制約が生じますところ、あらかじめご理解をいただければ幸いです。

（水際措置の詳細）<https://www.sn.emb-japan.go.jp/files/100058747.pdf>

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP (各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●日本帰国時の措置について (厚生労働省サイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)